

様式第27号の2（第33条第1項関係）（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名		住所	〒		(電話)	
-------	----	--	----	---	--	------	--

事業主の証明	2 就職先の事業所	名称		事業所番号			
		所在地	(電話番号)				
	3 一週間の所定労働時間	時間	分	4 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万	千円	
	5 雇用期間中の賃金支払状況						
	① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額			④ 備考	
			Ⓐ	Ⓑ	計		
	月 日～ 月 日						
	月 日～ 月 日						
	月 日～ 月 日						
	月 日～ 月 日						
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
就職年月日～ 月 日							
6 上記の記載事実には誤りがないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)							

受給口座	金融機関名					
	支店名		種別	普通預金		
	口座番号					
	口座名義 (カタカナ)					
規則第33条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 秋田県市町村総合事務組合管理者 様						

様式第27号の2（裏面）

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6か月に至った日の翌日から起算して2か月以内に、管理者に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては2欄から6欄までをそれぞれ記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 事業主の記載事項について
  - (1) 3欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
  - (2) 4欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
  - (3) 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
  - (4) 6欄において、2欄から5欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

※ 組 合 記 載 欄